

☎問合わせ／📄申込み／📅予約

今月の表紙



今年は、4年ぶりの浜下り。日曜日とあって、高千穂峡は多くの観光客が訪れ、珍しさに足を止め、写真を撮る姿が多数見受けられました。

町の人口

令和5年5月1日現在
※カッコ内は先月との比較

世帯	4,877戸 (28)
人口	11,124人 (-16)
男	5,385人 (13)
女	5,739人 (-29)

4月中の

転入	90人	転出	94人
出生	3人	死亡	15人

事件・事故

4月中の

事件(刑法犯)	件数	2件
交通事故		
人身事故	件数	1件
死者	人数	0人
負傷者	人数	1人
物損事故	件数	12件

ふるさと納税

4月中の寄付金

件数	196件
金額	364万8000円

令和5年度合計

件数	196件
金額	364万8000円

町税などの納期限

5月の納期限

町県民	固定資産	軽自動車
国保	介護	後期高齢者
上(下)水道	簡易水道	
下水道受益者負担金		

お詫びと訂正

4月号に誤りがありました。次のとおり訂正し、お詫びいたします。

■3ページ 一般会計予算の歳出

・義務的経費	40.4% ↓ 35.1%
・投資的経費	10.7% ↓ 24.1%
・その他経費	48.9% ↓ 40.8%



祝！ご誕生

掲載を希望された方のみご紹介しています。

濱田 鳳汰 くん (三男・上野)

正昭さん はつみさん

押方 快理 くん (二男・上野)

大祐さん 恵美さん



香典返し

高千穂町社会福祉協議会(敬称略)

遺族名(住所)	続柄	物故者
興柏トシエ(片内)	夫	隆
渡邊 勝義(大平)	父	繁實
坂本 秀男(丸小野)	母	ツル子
大山ひとみ(本組)	母	甲斐道子
田部 次子(大平)	夫	等
甲斐 義興(中川登)	父	義男
飯干久美子(下組)	母	ケサ子
安在 哲幸(五ヶ村西)	母	智恵子
荒内るい子(五ヶ村)	母	工藤フサ子
甲斐 祐次(大野原)	祖母	トネ



行政相談員

(4月1日再任用)

行政相談員は、行政相談員法に基づき総務大臣から委嘱され、国や県、市町村の行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きなどに関する問い合わせなどの相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申し入れなどを行っています。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。



きのした こうせい
木下 光正 さん

●問い合わせ先
高千穂町役場総務課
☎0982-731200

編集後記

【LGBT理解増進法】。正式には「性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に関する法律」といいます。「L」とは「G」とは？みなさんご存じでしょうか。

「LGBT」とは、「レズビアン」の「L」、「ゲイ」の「G」、「バイセクシュアル」の「B」、「トランスジェンダー」の「T」といった各単語の頭文字を組み合わせた言葉となっています。その他にも「Q」や「A」などの性的志向や性自認の単語が付け加えられるなど、バリエーション豊富です。

人間は、生まれ持った生物学的な性は変わることはありませんが(取り扱いは変更可)、性的志向や性自認などによる「多様な性」があることから、さまざまな場面において、これまでの考え方を必要がでるかと思えます。これからは、区別はしても差別のない誰もが自分らしく生きられる社会に向かっていくといですね。(三)

第65回 水道週間

蛇口をひねるとすぐに出る水。水は限りある資源です。

この機会に、水道の仕組みや水の大切さについて家族で話し合ってみてください。

期間 6月1日(水)～6月7日(水)

スローガン

「水道水 安心・安全 これからも」

☎上下水道課 ☎73-1209



令和5年度山地災害防止キャンペーン

日本は、国土の約3分の2が森林に覆われる緑豊かな国土に恵まれています。しかし、四季の様々な気象現象や地形・地質の特徴から、梅雨前線や台風に伴う集中豪雨による山くずれ、土石流、地すべりなどの山地災害が起こりやすく、毎年、尊い人命や財産が失われています。

このため林野庁では、都道府県及び市町村と一体となって、平成8年度から毎年度、地域の皆さんの防災意識の高揚に資するための「山地災害防止キャンペーン」を展開しています

山地災害防止標語 「忘れない 山の恵みと 山地災害」

期間 5月20日(土)～6月30日(金)

☎農林振興課 ☎73-1208

☎総務課 ☎73-1200 (防災マップ)



危険箇所を知ろう

高千穂町防災マップは土砂災害警戒区域や避難所の情報を地図で見ることができます。



上水道・簡易水道料金・下水道使用料の端数処理の計算方法が変わります。

水道料金、下水道使用料は、基本料金と従量料金の合計額に消費税を加算して算出しています。この計算における端数処理の方法を、令和5年10月から施行される適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応するため、以下のとおり変更します。

◆水道料金(上水道・簡易水道)
変更前:端数が5～9円なら5円、0～4円なら0円
変更後:1円未満の端数を切り捨て

◆下水道使用料
変更前:10円未満の端数を切り捨て
変更後:1円未満の端数を切り捨て

【計算例】13mm口径で使用水量28㎡のとき

○水道料金
{860円(基本料金)+2,476円(従量料金)}×1.1(10%)
=3,669.6円 →変更前:3,665円
→変更後:3,669円(1円未満切り捨て)

○下水道使用料
{1,300円(基本料金)+2,880円(従量料金)}×1.1(10%)
=4,598.0円 →変更前:4,590円
→変更後:4,598円(1円未満切り捨て)

令和5年4月使用分(5月請求分)からの適用です。

お問い合わせ:高千穂町役場 上下水道課 ☎0982-73-1209